

笠置中学校 令和8年度いじめ防止基本方針

1 本校のいじめ防止に関する基本的な方向

(1) いじめを理解する

- ・いじめとは…「どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること。
また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること。」
- ・いじめの定義…「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

・いじめにみられる集団構造

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

*上記のことを踏まえ、本校の教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや教職員自身が、生徒一人ひとりをかけがえのない存在として人権を尊重し、いじめはその人権を侵害する決して許されない行為であるという認識のもとに、本校のいじめ防止基本方針を定める

(2) いじめ防止の為の組織

- ①名称 「笠置中学校いじめ防止対策等委員会」
- ②構成 管理職・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任
- ③役割
ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
イ 教職員の共通理解と意識啓発
ウ 生徒や保護者地域に対する情報発信と意識啓発
エ 個別面談や相談の受け入れ、及びいじめの相談・通報の窓口
オ いじめやいじめの疑いに関する情報等の集約及び記録、情報を共有
カ 発見されたいじめ事象への対応

(3) いじめの未然防止

学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって受け止め方が異なることもある。このため、学校において、全ての生徒に人を思いやるなど豊かな心を育成するため、教育活動全体を通じて、次のような取組を推進する。

- ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道德教育
- イ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組
- ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組
- エ 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動
- オ 異年齢集団等の活動や健全な学級経営に基づく生徒の主体的な活動を通して、自己有用感を認識できるような活動や取組

(4) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、学校は、日頃からの生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。(アンケート用紙：5年間保存)

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることにも配慮する。

(5) いじめへの対応

- ア いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を管理職及び教育委員会に報告する。
- イ いじめの事実を確認した場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ防止対策等委員会に報告し、組織的に被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。
- ウ 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。なお、加害生徒が、好意から行った行為が意図せずに被害生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、悪意がなかったことを十分加味した上での対応を心がける。
- エ 被害生徒や加害生徒に限らず、その帰属する集団への働きかけや適切な指導を行う。
- オ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

【いじめが解消された状態とは】

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

－平成29年3月14日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定－
インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応は、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、ネットいじめに対する感覚を高めること。そのうえで、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(6) 家庭・地域・関係機関との連携

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努める。なかでも、学校が情報を発信し、保護者や地域の協力を得られるよう連携に努める。また、いじめの問題への対応においても、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携をすすめる。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止に対する重点と取組

- ①人権教育・道徳教育の充実・・・いじめは「人権侵害」であり、許されるべきことではないことを教育活動の中で理解させるとともに、命を大切にする心や互いの人格を尊重する豊かな心の育成を目指す指導等
- ②学力の向上・・・授業改善、わかる授業、学習相談等
- ③規範意識の醸成・・・安全で安心できる居場所としてのルールやマナーの徹底等
- ④自尊感情の高揚・・・自己有用感を高めるような体験活動や生徒の自主的な活動等
- ⑤コミュニケーション能力の向上・・・互いの人権を尊重し、理解しあうために必要な能力であり、人間関係のストレスを緩和させるためにも必要なので、教育活動全体の中で行う。

(2) いじめの早期発見に対する重点と取組

①教職員の資質の向上

- ・いじめに対する認識の深化…校内研修の充実等
- ・いじめに気付く感性の研ぎ澄まし…見守り活動、人権意識の高揚

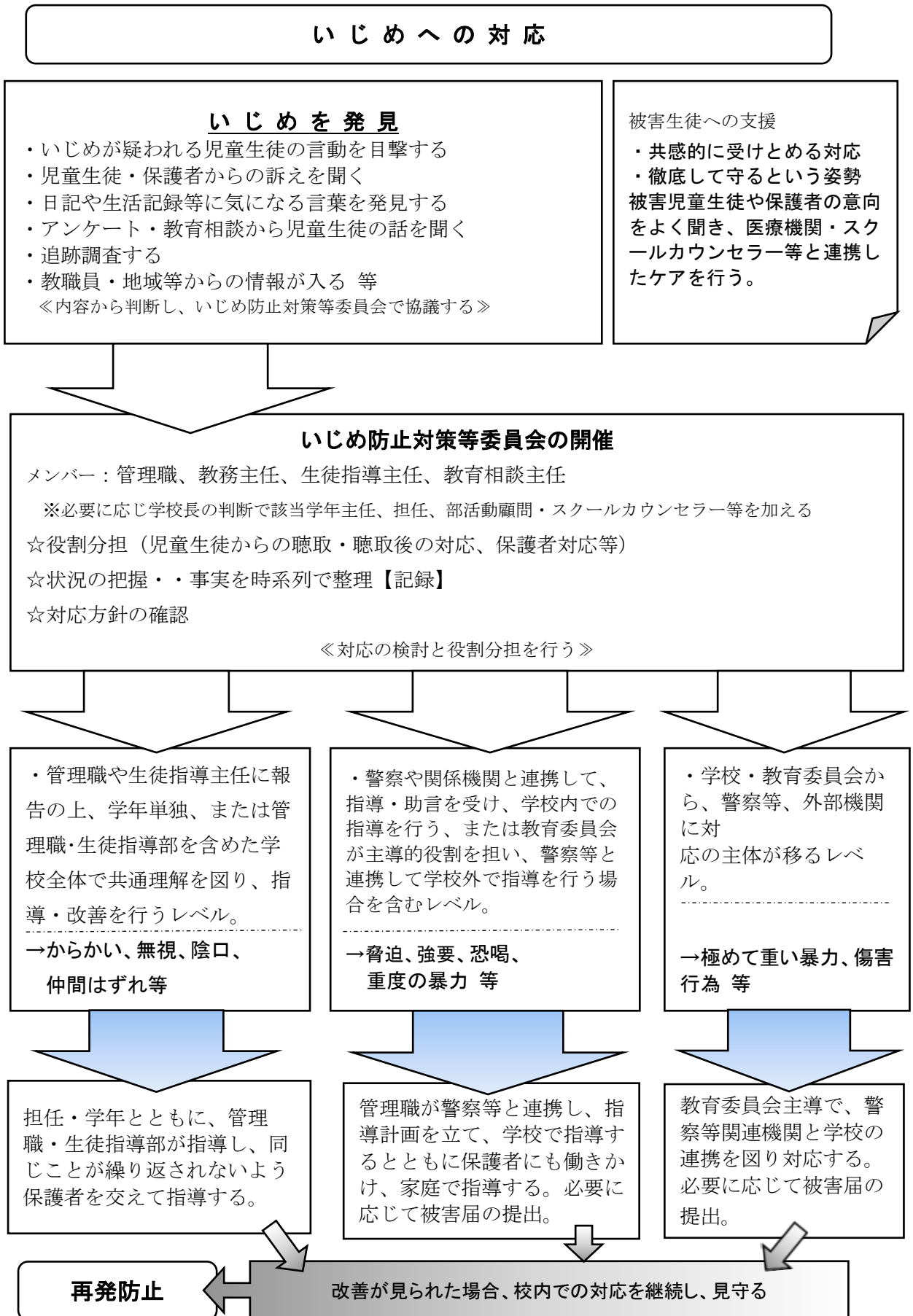
②積極的な情報収集・・・教育相談活動、アンケート、追跡調査、見守り活動、SC連携等

③教職員間の情報の共有化・・・日常的な報告・連絡の徹底、情報の集約システムの機能化

(3) いじめの未然防止及び早期発見に関わる年間計画

学期	未然防止に関わる取組	早期発見に関わる取組
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業、生活規律指導 <div style="border: 1px solid black; text-align: center; margin: 10px auto; width: 300px; padding: 5px;">基本方針等の確認</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 SNS 講演会(全学年) ・ 人権学習「コミュニケーション能力の育成」(1年) ・ 人権学習「自尊感情の高揚」(2年) ・ 規範意識「非行防止教室」(全校) ・ 規範意識「薬物乱用防止教室」(全校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (通年)生徒とのふれあい(見守り)活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部相談窓口等の周知 ・ 担任による個別教育相談活動 ・ いじめアンケートの実施 ・ 三者面談
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育大会、合唱発表会 「異年齢集団での活動＝絆づくりの取組」 「自尊感情の高揚」を意識した取組 ・ 人権学習「子どもの人権に関わる問題(いじめ)」(1年) ・ 第2回 SNS 講演会(全学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年及び担任による教育相談活動 ・ いじめのアンケートの実施 追跡調査の実施(第1回調査分) ・ 三者面談
3	<div style="border: 1px solid black; text-align: center; margin: 10px auto; width: 500px; padding: 5px;">校内研修(取組評価アンケート等での検証と次年度に向けて)</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のチェックシートの活用 ・ 追跡調査の実施(第2回調査分) ・ 学年体制による教育相談活動

(4) いじめの早期発見と対応



(5) 重大事態への対処

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力